

平成 27 年 6 月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に6月30日（火）、夏のボーナス（平成27年6月期の期末・勤勉手当）が支給されます。支給月数（成績標準者）は1.945月相当であり、去年同期から0.075月分引き上げられました。一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は約619,900円です。

平均支給額（＝支給月数 × 平均給与額） 約619,900円

支給月数 1.945月 (昨年1.87月)
平均給与額 約318,700円 (昨年約313,700円)
(俸給+扶養手当+地域手当等)

平均年齢 36.7歳 (昨年36.4歳)

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ(平成26年国家公務員給与等実態調査(人事院))によるものです。

去年同期の期末・勤勉手当額は、約586,700円であり、本年は約33,200円（約5.7%）増加しています。これは、

- ① 去年の人事院勧告に基づく給与法の改正により、支給月数が0.075月分引き上げられた（1.87月→1.945月）こと
 - ② 去年の人事院勧告に基づく給与法の改正による俸給の引上げや職員の平均年齢の上昇（36.4歳→36.7歳）により平均給与額が増加したこと
- によるものです。

(参考1) 近年（年2回の支給となった平成15年度以降）の各期別支給月数（一般職員）

年度	6 月 期			1 2 月 期			合 計		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
15	1.55	0.7	2.25	1.45	0.7	2.15	3.0	1.4	4.4
16	1.4	0.7	2.1	1.6	0.7	2.3	3.0	1.4	4.4
17	1.4	0.7	2.1	1.6	0.75	2.35	3.0	1.45	4.45
18	1.4	0.71	2.11	1.6	0.71	2.31	3.0	1.42	4.42
19	1.4	0.71	2.11	1.6	0.745	2.345	3.0	1.455	4.455
20	1.4	0.72	2.12	1.6	0.72	2.32	3.0	1.44	4.44
21	1.25	0.67	1.92	1.5	0.67	2.17	2.75	1.34	4.09
22	1.25	0.67	1.92	1.35	0.62	1.97	2.6	1.29	3.89
23	1.225	0.645	1.87	1.375	0.645	2.02	2.6	1.29	3.89
24	1.225	0.645	1.87	1.375	0.645	2.02	2.6	1.29	3.89
25	1.225	0.645	1.87	1.375	0.645	2.02	2.6	1.29	3.89
26	1.225	0.645	1.87	1.375	0.795	2.17	2.6	1.44	4.04
27	1.225	0.72	1.945	1.375	0.72	2.095	2.6	1.44	4.04

勤勉手当の支給月数は、成績標準者の場合

(参考2) 主な特別職の平成27年6月期の期末手当の支給額の試算例

	支 給 額	返 納 後 の 額 (注3)
内閣総理大臣	約504万円	約353万円
国 務 大 臣	約367万円	約294万円
(一般職) (事務次官)	約284万円	
(局長クラス)	約217万円	
最高裁長官	約504万円	
衆・参両院議長	約464万円	
国 会 議 員	約277万円	

(注1) 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.475月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。)

(注2) 上記の支給額は、平成26年12月2日から平成27年6月1日まで在職したのものとして(在職期間率100%)試算したものであり、実際の支給額とは異なる場合があります。

(注3) 内閣総理大臣及び国務大臣については、平成26年12月24日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、前内閣における返納の趣旨を踏まえ、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当:若林、生形、喜山

特別職担当:福澤、伊藤、高瀬

電 話:(直通)03-6257-3759

F A X : 03-3502-0604